

令和3年1月8日

教職員各位

危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対応）本部長
学長 田野 俊一

<重要> 緊急事態宣言の発令等を受けた本学の対応について

教職員の皆さまにおかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と教育研究活動等の両立にご尽力いただき、有り難うございます。

昨日、政府における緊急事態宣言の発令があり、また、東京都知事からも「東京都緊急事態措置」として不要不急の外出自粛等が要請されているところ（※1）。本学では、緊急事態宣言や要請の趣旨を踏まえ、引き続き感染防止対策を徹底しながら、教育研究活動等を継続していきます。

授業に関する方針や学生の登学等については、令和2年9月14日付「<重要>後学期授業の開始に伴う対応について（第6報）」（※2）による取扱いを継続することとし、教職員の勤務形態についても、在宅勤務が可能な場合は、在宅勤務を認めることとします。

教育研究活動と感染対策の両立には、各自において、新年会をはじめとする懇親会の自粛や不要不急の外出を控えること等、東京都知事からの要請を遵守し、改めて、感染防止対策を徹底することが重要になりますので、引き続きのご協力をお願いします。

なお、今後の感染状況によっては再び登学制限等を実施すること、学生に対しても本日付でメッセージ（※3）を発出していることを申し添えます。

※1）東京都知事からの要請

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2021/01/documents/20210107.pdf>

※2）令和2年9月14日付「<重要>後学期授業の開始に伴う対応について（第6報）」

https://www.uec.ac.jp/news/announcement/pdf/resume_6.pdf

※3）令和3年1月8日付 学生向けメッセージ

https://www.uec.ac.jp/news/announcement/2021/20210108_3016.html